

## 令和4年第2回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月21日(月) 開会 午前 9時15分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一

2番 平塚尚吾

3番 吉川光彦

5番 池谷昭二

6番 田嶋正明

7番 増田恒治

8番 法師 励

9番 加藤敏夫

10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 遅刻委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 7番 増田恒治 8番 法師 励

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について

議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行

堀井正信

太間雅嗣

野村雅紀

豊泉 隆

岩田孝三郎

中村郁夫

中村義男

清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

なし

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第2回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番、増田恒治委員、8番、法師励委員、以上2名を指名します。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第5号1番は4番、久保田勝委員が当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と、当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表記等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

### ○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第1号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

1番、当事者、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、330平方メートル。申請理由、申請人は、別居する〇〇〇〇の介護が必要となったことから、〇と同居するための自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅62.93平方メートル。

申請人から提出された理由書を要約して説明いたします。私、○○○○は、住所地を○○○○○○○○○○○○○○に定め、現在、○、○○、○○の4人で同居しております。子どもは、○○○○は成人し、○○は○○して別世帯、○○、○○は同居こそしておりますが、それぞれが仕事を持ち、○○は○○○○○○に赴任、○○は間もなく別世帯として独立予定です。

一方、○との関係は、○○○○を○○し難い理由により、現在、○○○○○です。また、私には○○に○○○○がありますが、体調を崩すことが多くなり、○○○○○○○○○○を入れた○○○であることから、○の面倒を見る機会が多くなりました。○は○○で○○○と同居しておりますが、○○○は共働きのため、日中はなかなか○の面倒を見ることのできない現状があります。そこで、○は私が引き取り面倒を見ることとし、○と○○（○○）して住むための自己用住宅の建築計画をいたしました。○○○○の介護や○との○○問題は、私にとっては切羽詰まった時限的課題です。

私の勤務地は○○○○であり、建築候補地としては○○○○が望ましく、当初は自己所有地がないことから○○○の市街化区域内で土地購入や土地付き住宅購入を検討しましたが、広さや立地、○○等希望にかなう物件ではありませんでした。また、注文住宅建築が可能な土地も探しましたが、手頃な物件に巡り会いませんでした。賃貸住宅も検討しましたが、○と暮らすための静かで安全な場所で、かつ1階の物件は見つかりませんでした。

そこで、○○○○○の土地で建築可能な土地があるかどうかを検討したところ、申請地に○と私が同居し、建築する前提で○と○の同意が得られたため、私が相続いたしました。この土地は農業振興地域農用地区域内に存在する土地でしたが、前面道路○○○○○、周辺500メートル以内に○○○○○○○、○○○、○○○があり、一定程度宅地化が進んでいる周辺環境であります。既に申請地は農用地から除外されております。また、ほかに私が所有する土地はなく、代替可能な建築適地はありません。

最後に、申請地の利用計画ですが、別紙配置図のとおり、申請地周辺にブロック塀等を配し、雨水の区域外流出を放出するとともに、浸透施設を設け、雨水を浸透処理いたしません。駐車スペースについて、1台は自己所有者の駐車スペース、もう一台は来客用とし、独立した子供たちの帰省や親族の来客、また将来、○の介護に関する車両の駐車スペース等を考えております。また、家庭菜園用スペースは趣味で行うもので、5坪程度のもの

です。つきましては、関係書類を添えて農地法第4条の許可申請をいたします。ご斟酌いただき、ご許可願います。

申請地周辺は、南側に〇〇〇〇〇〇があり、また近隣には宅地が点在した箇所となっております。理由書のとおり、他に適した場所がないため、申請について特に支障がないかと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

私も昨日、現地を確認しました。平塚委員さんが申されたとおり、問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案1号の1番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

申請地は農用地区域内であったため、令和2年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、意見なしと市へ回答いたしました。その後、令和3年3月30日付で農用地区域から除外をされております。都市計画法においては、既存の集落内であり、区域区分日以前から〇〇が所有している土地であることから、法第34条第12号、市条例第5条第1項第2号アに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、申請地が接する市道に上水道、ガス管が埋設されております。また、教育施設及び公共施設からそれぞれ90メートル、400メートルに位置していることから、第3種農地に該当いたします。よって、代替性など問うことなく、周辺農地への悪影響がなく、一般基準に合致すれば原則許可となるような状況でございます。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地の悪影響がないものと判断されれば許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案では、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者の氏名、筆数、合計面積、申請理由、適用のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。第2号1番について説明いたします。

当事者、〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、0.5528平米。申請理由、申請人は、以前、営農型太陽光発電施設の設置を目的とした農地転用許可を得たが、太陽光パネル下部の作付内容に変更が生じたため申請する。摘要、営農型太陽光発電施設（太陽光パネル396枚）、（1.569.96平米）、（一時転用）。

2月17日木曜日、電話にて〇〇〇さんに状況を確認しました。今回の申請は、営農型

太陽光発電下での栽培品目の変更であり、従来のサトイモからネギとニンジンを加えたもので、3年ごとの輪作として栽培されるものです。施設下の面積は約16アールで、主な出荷先は〇〇〇〇〇〇〇〇です。

サトイモ、ネギ、ニンジンの施設下での栽培の有効性について、川越農林センターの資料も添付されており、栽培に際し問題ないものと考えます。〇〇さんは、お茶105アールの栽培もされており、上記栽培品目もその時期を外したものとなっています。お茶と野菜の合計経営面積は121アールです。農機具も乗用茶刈り機、トラクター、給水ポンプ、動噴、耕運機、軽トラック等、作業に使用するものは所有しております。彼は〇〇歳とまだ若く、このケースをモデルとした営農スタイルの先駆けとして注目する存在となることを期待しております。皆さんからのアドバイスもお願いいたします。特に問題はないかと思えます。審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員からの説明のとおりで、特に問題はないかと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の計画変更の承認検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第2号の1番は、令和4年1月28日に申請人が農地法第4条の規定により、一時転用の更新の許可を得て設置している太陽光発電施設のパネル下部の作付に関して、作付作物の変更を行うことによる許可後の計画変更申請でございます。

当初の計画では、サトイモのみを作付する計画でしたが、定植時期、収穫時期の分散のた

め、変更後の作付作物はサトイモ、ニンジン、ネギとし、また連作障害を回避するために営農区域を3ブロックに分け、ローテーションで使用していく計画でございます。なお、既に設置の営農型太陽光発電施設の一時転用範囲やパネル枚数等の変更はございません。また、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いに関しては、建築物に該当しない場合は許可不要とのことでございます。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、農地法第4条第6項第1号のただし書及び同法施行令第4条第1項第2号の規定にあります申請に係る農地を仮設耕作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることに合致しております。

また、一般基準についても、あらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については設置済みで、新たな支出もないことから支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

承認することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、計画変更の承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に進達いた



します。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題とします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者、受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

#### ○農業委員4番（久保田 勝君）

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略します。

借受人、〇〇〇〇。1筆、443平方メートル。申請理由、受け人は、〇〇が必要な〇〇のために平家の住宅への住み替えが必要となったことから、〇〇が住む住宅の隣地へ自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅（89.43平方メートル）、車庫（68.34平方メートル）。

理由書を一部抜粋して読み上げます。現在、私たち〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に居住しております。〇の〇の状態が悪く、2階に上がることができず、平家への住み替えが必要です。現在は、私が生活の補助をしておりますが、先々の介護等を考えると、〇〇の助けが必要で

上りの土地は、〇〇の住宅の隣の土地であります。介護等補助が必要な人間からすると、ほんのささいなことでも手助けが必要で、急を要することもあります。隣に住むということで、日常生活を安心して過ごすことができます。当該地は〇が所有している農地ですが、管理のみであり、農地としては使用していませんでした。現在の住まいは、転居後、売却します。申請地は、〇、〇〇〇〇から使用貸借し、自己用専用住宅を建築するため、農地法第5条の許可をお願いいたします。

ということで、2月17日に申請地の状況などを確認してきました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側になり、住宅が点在しているところです。10月5日に農用地区域から除外されています。東側は〇〇の住宅、北側は〇〇〇〇〇〇〇の駐車場、西側は農地ですが、ブロックを3段積む計画となっております。ここであれば農地への影響も少なく、特に問題はないかと思われますので

、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

ただいま久保田委員の申し上げましたとおりでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の1番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

申請地は農用地区域内であったため、令和3年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更について審議し、意見なしと市へ回答いたしました。その後、令和3年10月5日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、借受人の〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号、市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、

敷地造成費、住宅建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。議案第3号の2番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略いたします。

2番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1。面積、325平方メートル。申請理由、受人は、現在、借家に居住しているが、手狭となったため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(54.65平方メートル)。

理由書が出ておりますので、一部抜粋して読み上げたいと思います。現在、私は、〇〇〇〇にて〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇〇〇〇で生活をしております。家財道具や子供のおもちゃ等が増え、何かと手狭で不便なため、自己用住宅の建築を考えました。私は土地、建物を所有しておらず、将来、子供の成長を考えると、いつまでも〇〇〇〇に住むのもままなりません。建築地を〇〇〇〇と決め、複数の不動産屋から〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇等

の土地の紹介を受けましたが、自分たちの希望する土地の面積に合わないなど希望する条件に合った土地がなかなか見つかりませんでした。ようやく条件に合った土地が見つかり、家族に相談したところ、今回の選択となったものです。

この土地を選定したのは、希望する条件に加え、前面道路も広く、カースペースも2台以上確保でき、南側で物干し場等が確保できるため、ここに決めました。建築地は〇の〇〇〇〇〇〇〇〇が近く、子供の面倒を見てもらえることや、将来的に〇の〇〇の老後の介護をすることを考え、互いにとって何かと都合のよい土地であります。

以上の理由から今回の農地法第5条の許可申請をいたしますので、ご許可のほどよろしく申し上げます。こういう理由書でございます。

2月16日に岩田推進委員と申請地の状況などを確認してきました。現地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側に位置し、南北に長い区画であります。既に農地転用許可を得て3軒の住宅が建てられ、今回のが4軒目の案件となります。東側が農地であります。特段の影響はないものと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

ただいま吉川委員の説明どおり、特に問題はないと考えるので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の2番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。都市計画法に関しては、譲受人の〇〇が市街化調整区域に20年以上居住して

いることから、同法第34条第12号、市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、建築費等の経費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員9番(加藤敏夫君)

9番、加藤です。議案第3号の3番について説明いたします。





ことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、4番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員9番(加藤敏夫君)

9番、加藤です。議案第3号の4番について説明いたします。

当事者、借受人、〇〇〇〇。2筆、計99平米。申請理由、受人は、〇〇〇の〇〇の介護が必要となったことから、〇〇を建て替えて二世帯で同居するための自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(67.07平米)道路用地。

申請理由を読み上げさせていただきます。現在、〇〇〇〇の持家に〇〇〇〇で暮らしております。〇〇が高齢で介護が必要になりましたので、なるべく近隣に移り住んで介護したいと思い土地を探しましたが、適地が見つかりませんでした。〇〇の建て替えを検討したところ、〇〇敷地の〇〇〇〇〇の土地は98平米しかなく、二世帯で居住する住宅を建築するには狭過ぎます。隣接地になる当申請〇〇〇〇〇の土地と合わせると188平米になり、二世帯の住宅を建築できますので、土地所有者たる〇と相談したところ、農地転用のめどがあれば、今回申請地、〇〇〇〇〇〇〇と〇〇の借用を認めてもらったため、当申請に至りました。

なお、〇〇〇と同居するに当たり、現在、私の〇が所有する住宅、〇〇〇〇〇〇〇については売却契約が済んでおります。二世帯で居住するため、〇〇1台、〇〇〇〇〇各1台、



〇〇 1 台の計 4 台の車両を有し、近くに駐車施設がありませんので、来客用に 1 台分の駐車場を敷地内に設ける計画です。都市計画法第 3 4 条第 1 2 号の規定にも合致が見込まれるとのことですので、マイホームを建築し、永住したいと考えております。

以上の理由ですが、当方の事情をご推察いただき、何とぞご高配を賜りたくお願い申し上げます。

ということでありまして、場所は〇〇〇〇〇〇の東のほうの道路を挟んで南側に位置するところでありまして、この土地の北側の住宅に住んでおります。その南側が実際植木場としてありました。南側に家を造るということでありまして、東側に 2 メートル 7 0 センチの農道があります。それを後退してつくるということ、またその土地の東側は農地となっておりますけれども、別に問題ないと思われまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。

ただいま加藤委員の説明のとおりで、特段問題ないと思われまして、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第 3 号の 4 番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、借受人の〇が市街化調整区域に 2 0 年以上居住していることから、同法第 3 4 条第 1 2 号、市条例第 5 条第 1 項第 2 号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第 5 条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第 3 種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は 10 ヘクタールを超える集団農地であることから、第 1 種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第 1 種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致いたしません。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、建築工事費等の経費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないものと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、5 番を議題といたします。

担当 1 番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員 1 番 (友野秀一君)

1 番、友野です。議案第 3 号 5 番について説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

5番、譲受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇。筆数、3筆。面積、合計面積3,640平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇〇のほか、〇〇〇も営んでいるが、住宅工事で発生する残土の一時保管場所が不足しているため、建設発生土の一時保管を目的とした資材置場を建設すべく申請する。摘要、資材置場。

2月16日に現地確認に行っていました。場所は県境にあり、二本木地区の都道所沢青梅線に面しております。隣接する周囲の農地は、東西と北側の三方にあり、特に悪影響になるようなことはないように思われました。また、周辺農地所有者及び耕作者とは、一部の方を除き支障がないとの内容の同意書を作成されております。一部地権者及び耕作者につきましては、事務局より後ほど説明をいただきます。

譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇、〇〇〇〇〇ほか〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇とあらゆる業種内容を行っている法人で、このたびの土地の譲り受けの主な利用目的は、申請理由にもありましたが、建築残土の一時保管が主な目的です。申請地の周辺は仮囲いフェンスを設置し、敷地内は砂利敷にて雨水を浸透させるとのことです。

以上の内容は、周囲農業者には説明済みとのこと。以上、周辺の農地に支障はないものと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明の中にもありましたとおり、まだ同意について一部得ていないということで、同様に事務局より説明のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局より説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の5番については、〇〇〇〇を営む譲受人が資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。皆さんのお手元に、A3判の配置図、それと裏に外壁の状況を記載したものが裏面、両面ですけれども、ございますので、併せて御覧いただければと思います。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性については10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、造成費については〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

それと最後に、先ほど友野委員さんより同意書がいただけていない方がいらっしゃるというようなお話がありました。そちらのほうの場所としましては、ちょうどこの重機の絵が描いてあると思うのですけれども、向かって一番右側です。その上側と、あと右側の部分、ここは1筆なのですけれども、こちらの方が所有者の方と農地を借りている方がいらっしゃるしまして、その方からいただけていないということです。

ただ、説明のほうは、事業者からその方には行かせていただいております。それと、その方が、こちらの重機を置いてある場所の一番初めの計画ですと、ここも鋼板で囲うというような計画だったのですけれども、ちょっとその辺が、やはり中が見えないと不安だということで、木ぐいで番線で囲うような形で中が見えるような状態となっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

同意を求めているということなので、あえて補足の配置図の、まず私、これ関係ないと思ったら、これ 5 番だよ。6 番になっていて、番号が違う。6、数字が違うなどと思って。

○事務局

5 番でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

それで、残土を置くところ 3 メーター、フェンス 3 メーターと囲うのだよね。私もよく分からないけれども、〇〇さんのそばも〇〇さんという人がいて、そこもフェンスの高いのがあって、お茶のほうに影響があったなんていう話をちょっと聞いたのだけれども、特に問題なければ別にいいですけども、同意を求められているということなので、あえていいのかなと思うので、日差しとかそういうことはどうなのでしょう。

特に問題なければいいです。

○議長

盛土した場合、フェンスより高さが超えるということは考えられるのですか。

○事務局

こちら配置図のほうの中に発生土の保管堆積 2, 100 立方メートルと書いてあるので、すけれども、これはあくまでもここまで最大で積んだ場合ということなのです。一応建設、主に戸建てだとかそういった建築発生土が出るものを一回仮に置く場所がなくて置いて、また現場によっては土が必要な場所もありますので、その関係で 1 日当たりのトラックが平均が 7 台出入りするということで、一応搬入搬出の量というのが平均 45 立米です。です。そんなにかまかっているというようなことではないというふうに認識しております。

それと、こちらのほうは一応自社の〇〇ですとか、あと〇〇、〇〇〇のほうです。そちらのほうから出てくるものですので、そんなに広範囲に出てくるものではないので、あくまでも 2, 100 立方メートルということで、高さは最大でも約 2 メートルくらいです。フェンスから出るということはないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長

ほかにもございませんか。

(なし。の声)

○議長

それでは、なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、3,000平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として埼玉県農業会議への意見照会を県に進達いたします。

次に、6番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。6番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略します。

借受人、〇〇〇〇。1筆、289平方メートル。申請理由、受人は、現在、借家に居住しているが、手狭となったため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(66.24平方メートル)。

理由書を一部抜粋して読み上げます。私は、〇〇に勤務しております。昨年7月に〇〇し、今年1月に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。現在住んでいる〇〇〇〇では手狭となり、住宅新築を考えておりました。〇に相談したところ、農地転用の許可の見込みがあれば、所有地の一部を貸していただけるとの了承をいただきました。当初、申請地北側の集落に近い場所でも検討しましたが、傾斜地であることや、〇〇から良好な農地であり今後も農地として使いたいとのことでしたので、農作物の育ちが悪い今回の申請地を選定しました。私自身も〇〇の〇〇〇であることから、申請地居住後も〇〇の農地の耕作を手伝っていきたいと考えております。本申請地の農地法第5条の許可をしていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

ということで、2月17日に申請地の状況などを確認してきました。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北に約1キロほど行ったところの圏央道の側道から少し入ったところですが。申請地に隣接する農地は、貸渡人の〇〇〇〇さんが管理している農地になります。確認しに行ったところ、貸渡人となる〇〇さんがいたので話を伺ったところ、農地と

の境界にはブロックを設けるとのことでした。農地への影響も少なく、特に問題はないかと思われまので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員が申しあげましたとおり、特段問題はないかと思われま。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の6番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法においては、既存の集落内であり、区域区分以前から〇〇が所有している土地であることから、法第34条第12号、市条例第5条第1項第2号アに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については敷地造成費、建築費の経費を〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。

このほか一般基準についても全て合致しております。つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、登録人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第4号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

1番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、6筆。合計面積6,400平方メートル。2月18日に〇〇〇〇〇の農地と〇〇〇の農地を確認してまいりました。〇〇〇と〇〇〇の農地は栗畑となっており、栗の木はきれいに剪定され、適切に管理されておりました。他の農地は茶園として適切に管理されております。本人と〇〇の方と耕作され、耕運機1台、軽トラック1台、乗用茶刈り機を所有し、農作業を行い、特に問題ないかと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。



○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

堀井です。

平塚委員が申しあげましたとおりで、特段問題ないかと思われます。よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

ただいま平塚委員さんが申されたとおり、大変きれいに管理されていて、何ら問題もないと思われます。よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることにご異議ございませぬか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当7番、増田恒治委員、説明を願ひます。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第4号の2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

2番、相続人氏名、〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,050平米。2月18日に山畑推進委員と耕作状況などを確認しました。作付状況は、過去は茶畑でしたが、現地は8割方が抜根されていて、畑の状態です。電話にて確認しましたら、野菜畑にしたいとのこと。あと、〇〇〇〇で耕作しており、農機具の状況なども軽トラック、茶刈り機を含めてそろっております。特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑でございます。

ただいま増田委員が説明したとおり、非常にきれいに管理されておりますので、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについてご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

では、ここで休憩をしたいと思います。10時半の開始ということで休憩に移りたいと思います。

休憩 午前10時20分

○議長

それでは、会議を再開させていただきたいと思います。

再開 午前10時32分

○議長

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者、借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。なお、議事参与の制限の規定により、4番、久保田勝委員には当該議案の審議終了まで退席を願います。

(4番 久保田 勝委員退席)

○議長

担当10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番(中島伸吉君)

10番、中島です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、2,710平方メートル。利用権種類、使用貸借権。2月18日に豊泉推進委員と耕作状況などを確認してきました。また、〇〇〇さんからは電話にてお話を伺ってきました。

〇〇〇さんは、主にシイタケとお茶を栽培されています。農業機械もフォークリフト、乗用型摘採機、動力噴霧機、普通トラック、軽トラックなど必要なものは一式保有されています。申請地ですが、申請地は〇〇〇〇の〇〇〇〇にあり、〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の中間に3筆まとまってあります。畑は茶園となっており、適正に管理されておりました。

以上、利用権設定の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(豊泉 隆君)

金子地区推進委員の豊泉です。

ただいま中島委員よりご説明があったとおり、何ら問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の1番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

中島委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は77アールであり、その農地を全て耕作しており、また農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定しました。ここで、4番、久保田勝委員の退席を解除いたします。

(4番 久保田 勝委員復席)

○議長

次に、2番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第5号の2番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては、一部省略させていただきます。

2番、借受人、〇〇〇。筆数、7筆。合計面積、6,223.86平方メートル。利用

権種類、使用貸借権。

2月18日に耕作状況などを確認し、〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。〇〇さんは、現在、耕作面積が〇〇〇と〇〇〇で自作地431アールを耕作する製茶農家です。農業機械も乗用茶刈り機3台、防除機1台など必要なものは一式保有しております。

申請地は、案内図のとおり〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側にある農地で、お茶の栽培をしております。この利用権設定は貸付人である〇〇〇氏からの農業の経営移譲に伴う申請となっており、農地は引き続き茶畑として利用する予定です。2筆が筆の一部となっているのは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇による仮設搬入路設置に伴う貸付けを行っているためによるものです。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

平塚委員さんが申されたとおり、何の問題もないと思われます。よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の2番は、〇〇〇の使用貸借権による新規の利用権設定でございます。平塚委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人世帯の申請地を含めた経営面積は431アールであり、その農地を全て耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番(池谷昭二君)

5番、池谷です。議案第5号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,322平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

2月19日に太間推進委員さんと耕作状況などを確認し、〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。〇〇さんは、現在、耕作面積が自作地215アール、借入地14アール、合計229アールの野菜農家です。農業機械も耕運機5台、トラクター5台、軽トラック3台など必要なものは一式保有しております。また、野菜ハウス4棟も保有しております。

農作業は〇〇さん〇〇と〇〇の〇〇、また〇〇の〇〇で行い、〇〇〇〇を中心に野菜を卸しております。申請地は、案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の南西側にある農地で、一部作付された畑でございます。きれいに管理されておりました。利用権設定後は、野菜畑として利用する予定です。

以上、利用権設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と一緒に確認し、問題ないと思われまますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は230アールであり、その農地を全て耕作しております。今回、新たに借り受ける農地は1,322平方メートルで、合計243アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員 1 番（友野秀一君）

1 番、友野です。議案第 5 号 4 番についてご説明いたします。読み上げについては、一部省略をさせていただきます。

借受人、〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数、2 筆。面積、1, 109 平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。内容は、普通畑。期間は、令和 4 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで。借賃、なし。支払方法、なし。摘要は、新規です。

2 月 17 日に〇〇〇〇さんより耕作状況等の聞き取りをいたしました。〇〇さんは〇〇のほか、ご家族で農業を営んでおり、〇〇〇〇ほか他市町村含め数か所の圃場を借りております。農機具につきましては、コンバインなどトラクター、耕運機、トラックなど各種複数台の農機具を所有しておられます。今回借り入れる圃場は農業塾として活用し、甘藷や野菜栽培の予定とのこと。圃場所有者の〇〇さんは高齢になり、圃場管理が困難になったので、〇〇さんに相談し、借り入れていただくことが成立いたしました。

〇〇さんは、実績ある農業経営を行っているので、安心して借りていただけると言っておられました。圃場の位置は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南約 300 メートルほどのところであり、現在は雑草が少しあるくらいでした。周辺農地には何の問題もないものと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。よろしく願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第 5 号の 4 番の前に、ちょっと先ほど議案第 5 号の 3 番の中で〇〇〇〇さんの現在



の借受けの面積を私ちょっと「230アール」と申しましたが、正しくは「229アール」でした。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第5号の4番についてご説明申し上げます。こちらの案件につきましては、使用貸借権による利用権設定の新規の申出でございます。

友野委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は149アールであり、その農地を全て耕作しております。今回、新たに借り受ける農地は1,109平方メートルで、合計160アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第5号の5番についてご説明いたします。読み上げについては、一部省略をさせていただきます。

借受人、〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇。筆数、2筆。面積、4,117平方メートル。使用権の種類、使用貸借権。内容は、普通畑。期間は、令和4年3月1日から令和9年2月28日までです。借賃、なし。支払方法、なし。摘要は、新規です。

2月17日に〇〇さんに耕作状況等の聞き取りをいたしました。〇〇さんは、〇〇〇在住で、新規就農者として就農をし、実績を積まれております。このたび、借入れ予定の圃場は、住まいからも近く、野菜栽培を予定しております。ご家族が作業の手伝いをする形

で、各種農産物栽培を行っており、販売先は近隣スーパー等へ出荷をしておられます。農作業実績は評価は高く、非常に素晴らしい作付ローテーションを行っており、見習うべきところがあります。

農機具につきましては、トラクター、耕運機、軽トラック等の農機具を所有しております。圃場の位置は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の住宅地より北側にある農道に面しており、山林斜面の南下に広がる農地です。周囲のほかの農地と一部住宅に挟まれた圃場で、問題になるようなことはないように思われました。

なお、圃場確認も行いましたが、適正に管理されており、問題はないものと思われまので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

友野委員の説明のとおりで、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第5号の5番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。友野委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は70アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は4,117平方メートルで、合計111アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、1番を議題といたします。

この議案については、初めに意見伺いの内容について事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げさせていただきます。なお、読み上げは一部省略させていただきます。

議案第6号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について。生産緑地法施行規則及び平成3年9月10日付建設省都公緑初第77号建設省都市局長通知に基づき入間都市計画生産緑地地区の変更に、農業委員会の意見を求めるもの。

1番、土地所有者、〇〇〇〇〇。変更前、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆。計590平方メートル。生産緑地番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、廃止。

それでは、説明のほうを続けさせていただきます。第〇〇号生産緑地地区の農地については、相続人より市へ買取り申出がありましたが、市は買い取らず、農業者への取得あつせんも不調に終わったことから、令和4年1月27日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。このことから生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更または廃止に関し、農業委員会の意見を聞くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、1点目、農地の減少について、2点目、周辺農地に与える影響についての2点となります。この2点の内容について支障がないか協議をお願いします

るものでございます。

以上でございます。

○議長

続いて、担当5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第6号の1番についてご説明を申し上げます。

2月19日に太間推進委員さんと一緒に現地を確認してまいりました。申請地は案内図のとおり、〇〇〇〇〇の南、〇〇の南側の〇〇〇〇〇〇、区画整理事業が行われた場所です。宅地と畑の混在した場所となっております。

1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われま

す。2点目の周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、北側は道路を挟んで自宅、東側、西側、南側は住宅が建っており、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、何ら問題ないと思われま

○議長

すが、この件につきまして何かご意見ございましたらお願いいたします。

（なし。の声）

○議長

ないようですので、それでは農業委員会としての意見をまとめたいと思

農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません」とすることに決定いたしました。

それでは、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については15件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前10時57分